

# 小型移動式クレーン運転技能講習の受講料を全額助成します。

## 助成対象者

- 浦河町、様似町、えりも町に在住の18歳以上で①または②または③にあてはまる者
- ① 雇用保険の短期雇用特例被保険者として雇用されている者
- ② 離職者であって、直前の離職に係る雇用保険の被保険者種類が短期雇用特例被保険者であった者（平成29年4月1日より前（1年以上前）に離職した者は除きます。）
- ③ 離職者であって、直前の離職に係る雇用保険の被保険者の種類が一般被保険者等（高年齢被保険者を含む。）であったが、その離職に係る雇用保険の受給資格を有しない者であり、かつ、前々職に係る雇用保険の被保険者の種類が短期雇用特例被保険者であった者（前々職に係る離職が平成29年4月1日より前（1年以上前）に離職した者は除きます。）

1. 申込期間 平成30年4月9日（月）午前9時から  
平成30年4月11日（水）午後5時まで

※先着順です。同着多数の場合は事務局抽選とさせていただきます。

定員になりしだい締め切りますので、お早めにお申し込み下さい。

## 2. 開催月日及び定員

講習名	開催月日	時間(予定)	定員
小型移動式 クレーン運転 技能講習	平成30年4月25日（水）～ 4月27日（金）の3日間	25日（水） 学科 8時50分～ 26日（木） 学科 9時00分～ 27日（金） 実技 8時30分～	9人

※修了試験は2日目と3日目の講習終了後に実施します。

3. 助成金額 受講料・テキスト代の全額 39,445円（消費税込）  
(写真(3枚)、切手(242円分)は自己負担となります。)

※前日までに連絡がなく当日欠席となった場合、また修了試験が合格にならなかった場合は、受講料を自己負担していくことになります。ご了承下さい。

4. 開催場所 日高地域人材開発センター  
浦河町東町うしお2丁目3番1号

お問合わせ先 浦河町築地1丁目3番1号 浦河町 商工観光課内  
日高東部通年雇用促進協議会  
電話・FAX 0146-22-7009

申込方法及び申し込み先は、裏面をご覧ください。

# 裏面

## 《申込方法》

- ①下記の助成金申込書に必要事項を記入して下さい。
- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書や雇用保険特例受給資格者証など季節労働者であることが確認できる書類の写しの提出をお願いします。(FAX・郵送可)
- ※助成金の資格を得た方には、当協議会より受講申込書を郵送いたします。

### (1) 助成金申込書（小型移動式クレーン運転技能講習）

申込者氏名			
住 所	〒	-	(TEL - - - - )

※下記の①の免許保有、②の講習終了している場合は、お申出ください。

- ①クレーン運転士免許・デリック運転士免許・揚貨装置運転士免許  
②床上操作式クレーン運転技能講習・玉掛け技能講習

### (2) 会社連絡先（ある場合のみ記入）

会社名			
連絡先	TEL		

申込先 〒057-8511

浦河郡浦河町築地1丁目3番1号

浦河町 商工観光課内

日高東部通年雇用促進協議会

電話/FAX 0146-22-7009

※助成金申込先は、日高東部通年雇用促進協議会となっております。  
日高建設協会へ申込書を提出しないようご注意ください。